

第9回電子処方箋等検討ワーキンググループ

資料 1

令和8年3月19日

## 第9回 電子処方箋等検討ワーキンググループ資料

令和8年3月19日

医薬局 総務課

電子処方箋サービス推進室

## 本日の議題

報告事項 現在の施策報告等について

検討事項 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について

## 報告事項

### 現在の施策報告等について

- 医薬品コードの公開について
- 電子処方箋システムの基本機能について
- 処方情報に記録する単位のチェックについて

# 現在の施策報告について 医薬品コードの公開について

- 第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム（令和7年7月1日開催）において、主要な医薬品コードの関係性を医薬品マスタとして整理し、国が責任を持ってマスタ情報の維持管理を行う必要があることから、令和8年度から医薬品コードの関係性を明らかにすること等とした。
- 当該対応の一環として、令和8年4月頃より電子処方箋管理サービス内で使用している医薬品マスタを実施機関（社会診療報酬支払基金・国保中央会）が運営している医療機関等向け総合ポータルサイトにて公開を行うこととする。
  - ※ 令和10年度以降、流通分野のキーコード（GS1コード）を含む公的な製品データベースをPMDAで構築・公開予定であるため、それまでの時限的な措置とする。

R8年度

- 電子処方箋管理サービスで利用している医薬品コードの関係性（YJコード・レセ電コード・一般名コードの対応関係）を整理した医薬品マスタを、医療機関等向け総合ポータルサイトにて公開を行う。

R10年度

- YJコード・レセ電コード・一般名コードの対応関係については、PMDAで構築予定の製品データベースが公開された後は、対応表の公開は終了することを想定。

# (参考) 医薬品コードについて

現状と課題

- 医薬品コードは、卸業者と医療機関との間等での受発注や、医療現場での処置・投薬等、様々な場面で、様々なコードが活用されている。特に、医療機関や薬局までの物流段階と、納入以降の段階で活用されているコードが大きく異なり、容易には変換できないため、医療従事者の作業負担になっているとの意見もある。
- また、各コードの関係性が整理されていないことや、関係者が必要とするタイミングで付番されていない場合もあること等から、各システムベンダーや医療機関・薬局などにおいて、独自マスタの整備や独自コード（ハウスコード・ダミーコード）の設定等を行う必要が生じ、結果として、トラブルの発生や費用・時間の増大につながっていると考えられる。

**これらの観点から、主要な医薬品コードの関係性を医薬品マスタとして整理し、国が責任を持ってマスタ情報の維持管理を行う必要がある。**（コードに意味が含まれている場合があるため、統一的な医薬品コードを新設することは困難）

R8年度

令和6年12月に生じた電子処方箋トラブルの再発リスクを低減するとともに、システムベンダーや医療機関のシステム担当者の負担を軽減するために、厚生労働省は必要な関係者調整等を行い、令和8年度から、

- ・ 医薬品コードの関係性（YJコード・レセ電コード・一般名コードの対応関係）を明らかにする。  
（具体的には、電子処方箋管理サービス内で使用している医薬品マスタを公開※1する。）

※1 関係者（関係企業、社会保険診療報酬支払基金、PMDA等）を入れた検討の場を速やかに設け、管理・公開方法等の運用方針について令和7年度中に決定する。

- ・ コードの早期付番や一般名コードの整備を進める。

<残課題> ワクチン等の保険適用外の医薬品に関する情報や物流分野のキーコードの情報について整備等が不十分

対応

R10年度

令和10年度当初を目途にワクチン等を含む医療用医薬品の流通分野のキーコード（GS1コード）とYJコードを含む公的なデータベース※2を公開し、維持管理する。 ※2 PMDA等への設置を検討。

➡ 物流分野のキーコードも整備されるため、医薬品のトレーサビリティが強化されるとともに、医療機関の在庫管理等の作業負担を軽減できる。また、医療情報の二次利用の促進にも資する。



# 現在の施策報告について 電子処方箋システム 基本機能について ～主に院内処方を扱う医療機関～

- 院内処方について、電子処方箋システムに求められる機能を考慮し、「必要最小限の基本機能」の整理を行った。
- 医療の質の向上・効率化の観点から、実線囲み部分（上段）を、**主に院内処方を扱う医療機関**の電子処方箋システムにおける処方等情報の登録・管理・運用に関する「**必要最小限の基本機能**」とする。

太字：主に院外処方を扱う医療機関  
と扱いが異なる事項

## 必要最小限の基本機能

### 処方等情報の登録・管理に関する機能

- ・ 処方箋登録※1
- ・ 処方箋参考情報取得
- ・ 処方箋取消
- ・ 処方箋発行形態の管理※2
- ・ **院内処方等登録**
- ・ **院内処方等取消**

### 運用に関する機能

- ・ 重複投薬等チェック
- ・ 処方箋状況及び調剤結果取得
- ・ 薬剤情報等管理
- ・ 口頭同意による情報閲覧

※1：電子署名の方式は「ローカル署名」あるいは「リモート署名」のいずれでも可能。ただし、院内処方等情報を電子処方箋管理サービスへ登録する際に、**電子署名を求めているため、電子署名に必要となるHPKIカードの保有等は必ずしも必要ない。補助事業においても電子署名を必要としない施設は、HPKIカードの保有等は求めない。**

※2：技術解説書では任意機能であるが、患者が選択した処方箋の発行形態を電子カルテ等に反映・管理する機能で運用上有用であり、ほとんどのシステム事業者での対応がなされていることから基本機能とする。ただし、**院外処方箋発行が想定されない等で当該機能の活用が想定されない場合は求めない。**

## 実装されていることが望ましい機能

- ・ **リフィル処方箋**
- ・ 処方箋変更
- ・ 重複投薬等チェック事前処理
- ・ 処方箋ID検索※3
- ・ 院内処方等変更
- ・ 院内処方等 ID 検索※3

※3：システムエラー等で電子処方箋または院内処方等の登録結果を受信できない場合において、取消や変更を行うために必要な情報である「処方箋ID」または「院内処方等ID」を検索する機能

# 現在の施策報告について 電子処方箋システム 基本機能について ～主に院外処方を扱う医療機関～

- 医療の質の向上・効率化の観点から、実線囲み部分（上段）を、**主に院外処方を扱う医療機関**の電子処方箋システムにおける電子処方箋の発行・運用に関する「**必要最小限の基本機能**」とする。

赤字：院内処方機能に関する変更点

## 必要最小限の基本機能

### 電子処方箋の発行に関する機能

- ・ 処方箋登録※1
- ・ 処方箋参考情報取得
- ・ 処方箋取消
- ・ リフィル処方箋
- ・ 処方箋発行形態の管理※2

### 電子処方箋の運用に関する機能

- ・ 重複投薬等チェック
- ・ 処方箋状況及び調剤結果取得
- ・ 薬剤情報等管理※3
- ・ 口頭同意による情報閲覧

※1：電子署名の方式は「ローカル署名」あるいは「リモート署名」のいずれでも可能

※2：技術解説書では任意機能であるが、患者が選択した処方箋の発行形態を電子カルテ等に反映・管理する機能で運用上有用であり、ほとんどのシステム事業者での対応がなされていることから基本機能とする

※3：院内処方等情報に関するものは除く

## 実装されていることが望ましい機能

- ・ 処方箋変更
- ・ 重複投薬等チェック事前処理
- ・ 処方箋ID検索※4
- ・ 薬剤情報等管理※5
- ・ 院内処方等登録
- ・ 院内処方等取消
- ・ 院内処方等変更
- ・ 院内処方等 ID 検索※4

※4：システムエラー等で電子処方箋または院内処方等の登録結果を受信できない場合において、取消や変更を行うために必要な情報である「処方箋ID」または「院内処方等ID」を検索する機能

※5：院内処方等情報に関するものに限る

# 現在の施策報告について

## 電子処方箋システム 基本機能について ～薬局～

- 医療の質の向上・効率化の観点から、実線囲み部分（上段）を、**薬局**の電子処方箋システムにおける電子処方箋の受付・運用に関する「**必要最小限の基本機能**」とする。

赤字：院内処方機能に関する変更点

### 必要最小限の基本機能

#### 電子処方箋の受付に関する機能

- ・ 処方箋受付
- ・ 処方箋受付取消
- ・ 処方箋回収
- ・ リフィル処方箋

#### 電子処方箋の運用に関する機能

- ・ 重複投薬等チェック
- ・ 薬剤情報等管理※<sup>1</sup>
- ・ 口頭同意による情報閲覧
- ・ 調剤結果登録※<sup>2</sup>
- ・ 調剤結果取消

※<sup>1</sup>：院内処方等情報に関するものは除く

※<sup>2</sup>：電子署名の方式は「ローカル署名」あるいは「リモート署名」のいずれでも可能

### 実装されていることが望ましい機能

- ・ 調剤結果変更
- ・ 重複投薬等チェック事前処理
- ・ 処方箋ID／調剤結果ID検索※<sup>3</sup>
- ・ 薬剤情報等管理※<sup>4</sup>

※<sup>3</sup>：システムエラー等で電子処方箋の受付結果や調剤結果登録の結果を受信できない場合において、電子処方箋の受付や調剤結果登録の取消・変更を行うために必要な情報である「処方箋ID」「調剤結果ID」を検索する機能。

※<sup>4</sup>：院内処方等情報に関するものに限る

# (参考) 電子処方箋システム 機能概要について ～主に院内処方を扱う医療機関～

		機能概要
必要最小限の基本機能	処方箋登録	電子処方箋（処方情報）を電子処方箋管理サービスに登録する機能（電子署名を含む） ※署名方式：ローカル署名あるいはリモート署名（HPKIカードあるいはFIDO（生体認証）、マイナンバーカードのいずれかで本人認証ができる仕組み） ※院内処方等情報を電子処方箋管理サービスへ登録する際に、電子署名を求めているため、電子署名に必要となるHPKIカードの保有等は必ずしも必要ない。補助事業においても電子署名を必要としない施設は、HPKIカードの保有等は求めない。
	処方箋参考情報取得	電子処方箋を登録した場合に処方内容（控え）を印刷する機能
	処方箋取消	発行済の電子処方箋（処方情報）を電子処方箋管理サービスから取り消す機能
	処方箋発行形態の管理	発行する処方箋について、顔認証付きカードリーダー等で選択した処方箋の発行形態（患者の希望が紙なのか電子なのか）を電子カルテシステム等に反映・管理する機能
	院内処方等登録	院内処方等情報（処方情報、調剤情報、投薬情報）を電子処方箋管理サービスに登録する機能
	院内処方等取消	登録済の院内処方等情報を電子処方箋管理サービスから取り消す機能
	重複投薬等チェック	過去に処方・調剤された医薬品と今回処方等する医薬品の重複投薬・併用禁忌をチェックする機能
	処方箋状況及び調剤結果取得	発行した電子処方箋（処方情報）に対する調剤結果等を医療機関が照会する機能
	薬剤情報等管理	過去の処方・調剤情報を閲覧する機能
口頭同意による情報閲覧	患者から薬剤情報の閲覧に係る同意を取得していない場合に、重複投薬等チェックにかかった際、対象となった処方・調剤情報の詳細を閲覧するために患者に口頭等で同意を得て、利用する機能	
実装が望ましい機能	リフィル処方箋	リフィルの電子処方箋を作成・登録できる機能
	処方箋変更	発行済の電子処方箋（処方情報）を変更する機能
	重複投薬等チェック事前処理	患者の被保険者番号等を基に、過去の処方・調剤情報を抽出した後、重複投薬等チェック用のデータを事前に作成し、電子処方箋管理サービスに一時的に保存しておき、時間をおいて実施される重複投薬等チェックにかかる時間を短縮するための機能
	処方箋ID検索	処方箋受付要求が正常に処理されたがシステムエラー等により処方箋IDを含む処方箋受付結果を受信できない場合に、被保険者番号や日付等を基に、処方箋IDを取得する機能
	院内処方等変更	登録済の院内処方等情報を変更する機能
	院内処方等 ID 検索	院内処方等情報登録を行ったが、システムエラー等により院内処方等IDを含む院内処方等登録結果を受信できない場合に、被保険者番号や日付等を基に、処方箋IDを取得する機能

# (参考) 電子処方箋システム 機能概要について ~主に院外処方を行う医療機関~

		機能概要
必要最小限の基本機能	処方箋登録	電子処方箋（処方情報）を電子処方箋管理サービスに登録する機能（電子署名を含む） ※署名方式：ローカル署名あるいはリモート署名（HPKIカードあるいはFIDO（生体認証）、マイナンバーカードのいずれかで本人認証ができる仕組み）
	処方箋参考情報取得	電子処方箋を登録した場合に処方内容（控え）を印刷する機能
	処方箋取消	発行済の電子処方箋（処方情報）を電子処方箋管理サービスから取り消す機能
	リフィル処方箋	リフィルの電子処方箋を作成・登録できる機能
	処方箋発行形態の管理	発行する処方箋について、顔認証付きカードリーダー等で選択した処方箋の発行形態（患者の希望が紙なのか電子なのか）を電子カルテシステム等に反映・管理する機能
	重複投薬等チェック	過去に処方・調剤された医薬品と今回処方等する医薬品の重複投薬・併用禁忌をチェックする機能
	処方箋状況及び調剤結果取得	発行した電子処方箋（処方情報）に対する調剤結果等を医療機関が照会する機能
	薬剤情報等管理	過去の処方・調剤情報を閲覧する機能 ※院内処方等情報に関するものは除く
口頭同意による情報閲覧	患者から薬剤情報の閲覧に係る同意を取得していない場合に、重複投薬等チェックにかかった際、対象となった処方・調剤情報の詳細を閲覧するために患者に口頭等で同意を得て、利用する機能	
実装が望ましい機能	処方箋変更	発行済の電子処方箋（処方情報）を変更する機能
	重複投薬等チェック事前処理	患者の被保険者番号等を基に、過去の処方・調剤情報を抽出した後、重複投薬等チェック用のデータを事前に作成し、電子処方箋管理サービスに一時的に保存しておき、時間をおいて実施される重複投薬等チェックにかかる時間を短縮するための機能
	処方箋ID検索	処方箋受付要求が正常に処理されたが、システムエラー等により処方箋IDを含む処方箋受付結果を受信できない場合に、被保険者番号や日付等を基に、処方箋IDを取得する機能
	薬剤情報等管理	過去の処方・調剤情報を閲覧する機能 ※院内処方等情報に関するもので、その特有項目を薬局システムで表示するにはその対応が必要。ただし、PDF形式では追加対応なしに既存の用法名称にて、登録時点、投与手技（方法）のみ閲覧可能。
	院内処方等登録	院内処方等情報（処方情報、調剤情報、投薬情報）を電子処方箋管理サービスに登録する機能
	院内処方等取消	登録済の院内処方等情報を電子処方箋管理サービスから取り消す機能
	院内処方等変更	登録済の院内処方等情報を変更する機能
院内処方等 ID 検索	院内処方等情報登録を行ったが、システムエラー等により院内処方等IDを含む院内処方等登録結果を受信できない場合に、被保険者番号や日付等を基に、処方箋IDを取得する機能	

# (参考) 電子処方箋システム 機能概要について ～薬局～

		機能概要
必要最小限の基本機能	処方箋受付	電子処方箋管理サービスから電子処方箋（処方情報）を取得して取り込む機能（リフィル処方箋の受付を含む）
	処方箋受付取消	取り込んだ電子処方箋（処方情報）の受付を取り消す機能
	処方箋回収	取り込んだ電子処方箋（処方情報）の回収するのと併せて、調剤を行わない旨および理由の登録を行う機能
	リフィル処方箋	リフィルの電子処方箋を受付でき、調剤結果の登録ができる機能
	重複投薬等チェック	過去に処方・調剤された医薬品と今回調剤する医薬品の重複投薬・併用禁忌をチェックする機能
	薬剤情報等管理	過去の処方・調剤情報を閲覧する機能 ※院内処方等情報に関するものは除く
	口頭同意による情報閲覧	患者から薬剤情報の閲覧に係る同意を取得していない場合に、重複投薬等チェックにかかった際、対象となった処方・調剤情報の詳細を閲覧するために患者に口頭等で同意を得て、利用する機能
	調剤結果登録	調剤した結果である調剤結果情報を作成し、電子処方箋管理サービスに登録する機能（電子署名を含む） ※署名方式：ローカル/リモート署名（HPKIカードあるいはFIDO（生体認証）、マイナンバーカードのいずれかで本人認証ができる仕組み）
実装が望ましい機能	調剤結果取消	登録した調剤結果情報を取り消す機能 ※院内処方等情報に関するものは除く
	調剤結果変更	登録した調剤結果情報を変更する機能
	重複投薬等チェック事前処理	患者の被保険者番号等を基に、過去の処方・調剤情報を抽出した後、重複投薬等チェック用のデータを事前に作成し、電子処方箋管理サービスに一時的に保存しておく機能。時間をおいて実施される重複投薬等チェックにかかる時間を短縮するための機能
	処方箋ID検索	処方箋受付要求が正常に処理されたがシステムエラー等により処方箋IDを含む処方箋受付結果を受信できない場合に、被保険者番号や日付等を基に、処方箋IDを取得する機能
	調剤結果ID検索	調剤結果登録要求が正常に処理されたがシステムエラー等により調剤結果IDを含む調剤結果登録結果を受信できない場合に、被保険者番号や日付等を基に、調剤結果IDを取得する機能
	薬剤情報等管理	過去の処方・調剤情報を閲覧する機能 ※院内処方等情報に関するもので、その特有項目を薬局システムで表示するにはその対応が必要。ただし、PDF形式では追加対応なしに既存の用法名称にて、登録時点、投与手技（方法）のみ閲覧可能。

# 現在の施策報告について 処方情報に記録する単位のチェックについて

- 電子処方箋を受ける薬局側のシステムで、医師の処方と異なる医薬品名が表示される事例などが報告されたことを踏まえ、令和6年12月に一時的に医療機関からの電子処方箋の発行を停止し、その後、医療機関・薬局に対して以下の点検・報告を求めてきたところ。
  - 医薬品コードが適切に設定されていること。
  - 薬価基準上の単位で入力すること。薬価基準上の単位以外で入力する場合は単位変換係数を入力すること。
- この間、適切な電子処方箋の発行が可能な場合を除き、紙の処方箋による発行等の対応を原則とし、安全に運用できる仕組みで対応してきたところ、令和8年1月には点検・報告を行った医療機関・薬局のみが電子処方箋管理サービスに接続できるように取扱いを変更し、医療機関・薬局・システムベンダーのご協力により、単位変換係数の設定誤りに起因する事象等について報告もなく、引き続き電子処方箋を安全に運用できている。
- 今般、更に医療安全に万全を期するため、電子処方箋管理サービスに登録する処方情報の単位について、形式チェックを行うことにより、中央におけるシステム上の措置をとる。

## 【現状の対応】

- ✓ 電子処方箋管理サービスに医薬品の分量、単位を記録する際には、処方箋の記載要領に則り、原則、薬価基準上の単位（第一単位）で記録することとなっているが、下表に示すとおり、第二単位で処方したい等のニーズにも応えられるよう、薬価基準上の単位以外で記録することも可能としている。ただし、この場合は、記録条件仕様において単位変換係数の記録を必須としている。
- ✓ 薬局には処方情報中の「単位」も併せて送られており、記録された単位のまま表示させる機能を求めているため、万が一、記録条件仕様に沿っていない場合でも、薬局において変換前の処方情報で分量及び単位で認識は可能である。

## 【今後の対応】

- ✓ 医療機関におけるシステム上の単位の可読性を高めるため、電子処方箋管理サービスで利用する単位マスタを公開することとする。
- ✓ さらに、技術解説書・記録条件仕様に沿っているかの形式的なチェックを設けることとする。
- ✓ 医療現場やシステムの負荷等も考慮の上、単位の標準化等について中長期的に検討する。

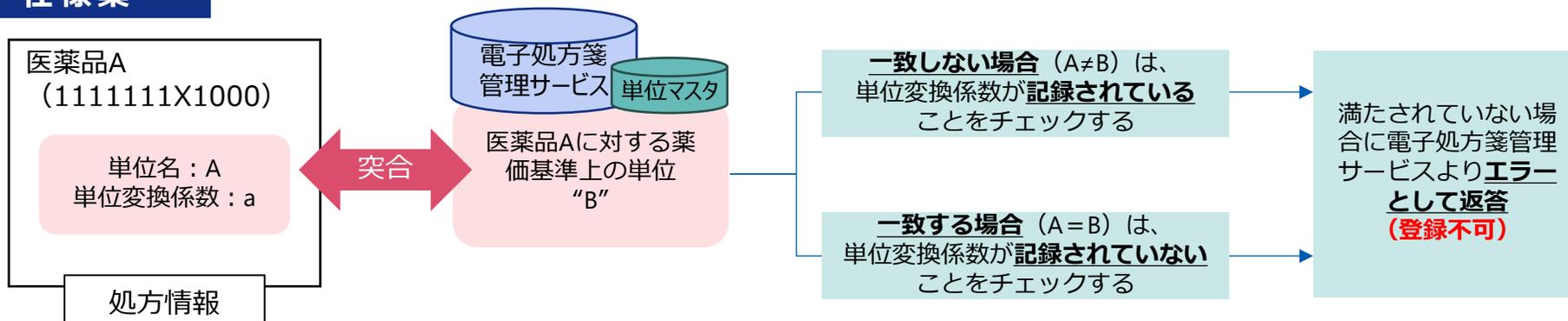
	第一単位	第二単位
単位名	mL（薬価基準上の単位）	瓶
単位変換係数	—	100

処方を行う医師の負担軽減のために、特に病院においては第二単位を設定・カスタマイズし単位変換係数を入力する運用となっている。

# 現在の施策報告について 処方情報に記録する単位のチェックについて

- 前述のとおり、処方意図に即した情報は確認できるものの、医療機関での定期的な点検・薬局での確認作業の負担を軽減し、電子処方箋の仕組みをより安全に使用いただくために、システム上での形式的なチェック機能を設けることとしてはどうか。

## 仕様案



## 具体的な仕様

- ✓ チェックのタイミングは処方情報登録時に行うこととし、電子処方箋、引換番号付き紙処方箋のいずれもチェック対象とする。
- ✓ 電子処方箋の記録条件仕様では、「薬価基準上の単位と異なる単位（単位名）で分量を記録する場合は必須」としていることから、以下の条件でエラーを返す仕様とする。
  - ▶ 単位マスタと合わないが、単位変換係数が記録されていない場合  
例) 薬価基準上の単位 : 「mL」、処方情報中の単位 : 「本」、単位変換係数 : 「なし」
  - ▶ 単位マスタと合うが、単位変換係数が記録されている場合  
例) 薬価基準上の単位 : 「g」、処方情報中の単位 : 「g」、単位変換係数 : 「100」
- ✓ 医療機関・薬局システムでの実装状況を考慮し、単位（単位名）は文字列データとしてチェックを行う。
- ✓ 医療機関・薬局システムの設定の際に、正となる単位情報が必要となることから、単位マスタについては公開を行うこととする。

## 検討事項

電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について

- 併用注意チェックについて
- 薬剤数の表示機能について
- マイナポータルを通じた電子処方箋利用者のUX向上について

# 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について

## 第8回電子処方箋等検討WGでの意見等

- 第8回電子処方箋等検討WGにおいて、機能追加の検討についていただいた主なご意見は以下のとおり。

### 【総論】

拙速に進めるのではなく、論点整理や課題をよく整理した上で、丁寧な検証・実証を行ってから最終的に決めること。医療現場の負担や混乱が起こらないことが重要。

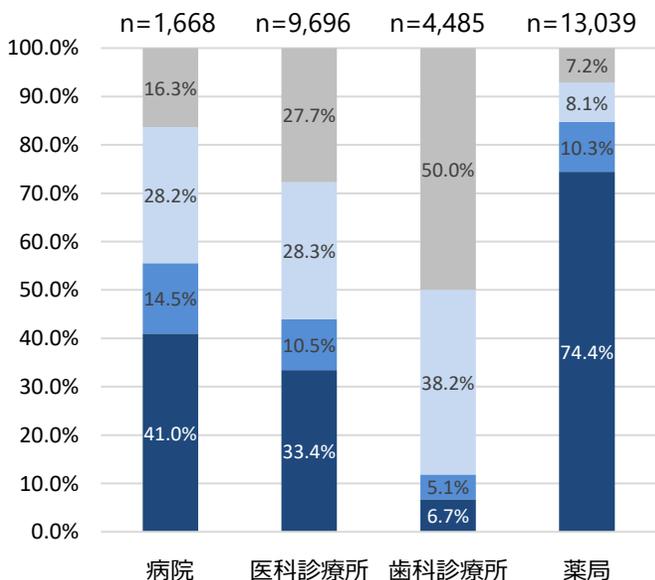
対象機能	意見	該当ページ
併用注意 チェック	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 薬局システムには既に併用注意チェック機能が搭載されている場合が多く、運用方法やレベルにばらつきがある。電子処方箋管理サービスに追加する場合、運用方法まで含めて慎重に検討しないと、利用されない・ばらつきが生じるなどの問題が起こる可能性がある。</li> </ul>	P.16-21
薬剤数の表示 機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 確認負荷をいかに軽減するかが重要。成分数より製剤単位の方が数が増えすぎないため望ましいが、成分数でみる意味がある場合もある。現場負荷を考慮しつつ、機能追加の意味を十分に検討して進めるべき。</li> <li>➤ 成分数でチェックする方が望ましい場面もある一方、薬剤数でみる方が良い場面もある。どちらかに絞るのではなく、切り替えて表示できるようなアイデアが望ましい。</li> <li>➤ 機能はオプションとして選択できるようにするのが良い。</li> <li>➤ 今後どの程度活用されるかをトレースし、報告できる体制を整えるべき。</li> </ul>	P.22
アレルギー・ 検査値チェッ ク、GS1標準 コードの活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ アレルギー・検査値チェック、GS1標準コードの活用は環境が整ってから進めるべき。</li> </ul>	—

# 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について 併用注意チェックについて

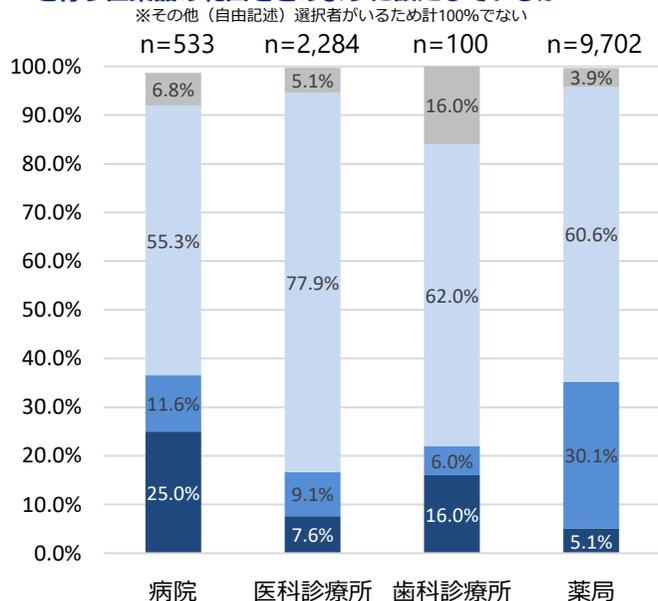
- 併用注意チェックについては、「現場の声を丁寧に聞く必要がある」とのご指摘を受けて、医療機関・薬局に対して、併用注意チェックの利用状況等のアンケートを実施し、第8回電子処方箋等検討WGにおいて結果を提示した。
  - 41.0%の病院、33.4%の医科診療所、74.4%の薬局が併用注意チェックを利用している。
  - アラート疲労軽減のために、独自にアラート範囲の絞り込みを行っている施設が一定数存在する。
- これらの結果を踏まえ、電子処方箋管理サービスで併用注意チェックを実施すべきかどうか改めて検討する。

**調査結果 (抜粋)** 実施時期：令和7年10月17日～10月30日 対象：医療機関等向け総合ポータルサイトにアカウント登録する医療機関・薬局 実施形式：Webのアンケートフォーム

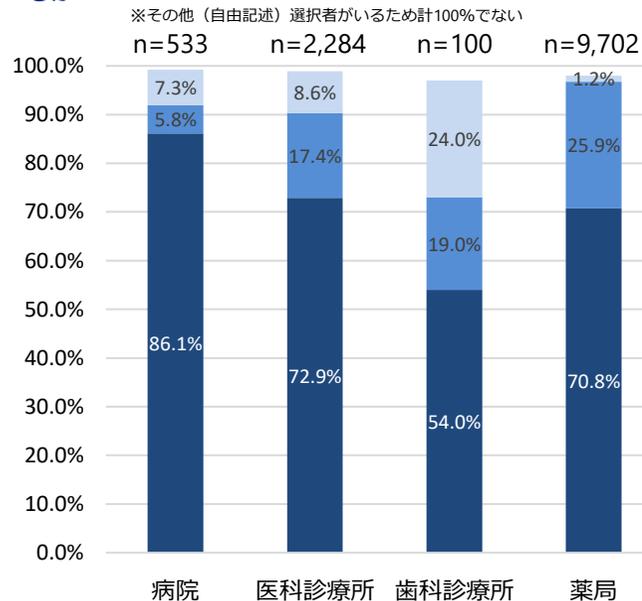
電子カルテ、薬局システムに併用注意をチェックする機能を有しているか



「有しており、利用している」場合に併用注意チェックを行う医薬品の範囲をどのように設定しているか



併用注意チェックを行うタイミングはどのようにしているか



■ ①有しており、利用している ■ ②有しているが、利用していない  
■ ③有していない ■ ④わからない

■ ①自院又は自局で併用注意チェックが必要な医薬品を個別に選択し設定している  
■ ②添付文書から特定可能なすべての医薬品を併用注意チェックの対象としている  
■ ③ベンダに提供されたものをそのまま利用している ■ ④わからない

■ ①処方オーダー・調剤のタイミングですべての患者に対して実施している  
■ ②処方オーダー・調剤のタイミングで患者の状態、処方予定の医薬品等を勘案し、処方医が必要とした場合のみ実施している  
■ ③わからない

# 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について 併用注意チェックについて

○ つづき

## 調査結果（抜粋）

実施しているアラート疲労を軽減する取組があれば教えて下さい。（回答数 医療機関：1,048件、薬局：3,823件）

分類	回答（抜粋）
範囲を限定	<ul style="list-style-type: none"><li>• <u>全ての薬品でアラートを出さず</u>、特定の対象薬品（ハイリスク薬、アラートのレベルを薬効分類4桁から同一成分7桁に設定、頻出する薬剤、併用禁忌から使用注意への緩和された薬剤、特に重要な副作用がある薬剤、禁忌に準じる場合、チェックする内容（相互作用・同一成分・同効薬・アレルギー等）を絞る等）に限定したり、非表示にする薬剤を設定している。</li><li>• 腎機能低下者や肝機能低下者、高齢者など<u>特定の属性の患者に対して行っている。</u></li><li>• <u>過去のアクシデント・インシデント実績を鑑みて</u>設定している。</li></ul>
設定変更	<ul style="list-style-type: none"><li>• 医師・薬剤師等の判断により、<u>個別にアラートを解除や範囲設定を変更している。</u></li><li>• 問題ないと判断すれば、次回から同じ表示がでないように設定する（禁忌事項はそのような設定はできない）。</li></ul>
表示方法	<ul style="list-style-type: none"><li>• 併用による危険度・重要度、医薬品名称によって色分け。</li><li>• <u>併用禁忌と併用注意を色分けしているアラートの表示レベルで、表示の変更が可能。</u> （例） ①併用禁忌のみ、②原則併用禁忌まで表示、③併用注意まで全て表示、などの選択が可能。併用禁忌はポップアップ表示・併用注意は別枠で表示等</li><li>• 併用禁忌が画面の上部で先に表示され、併用注意は下部に表示される等、重要なアラートから順に表示される。</li></ul>
チェック体制	<ul style="list-style-type: none"><li>• ダブルチェック体制をとっている。</li></ul>

# 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について 併用注意チェックについて

- 前述のアンケートの結果をふまえて、電子処方箋管理サービスで併用注意チェック機能を実装する場合には、併用注意チェックを行う薬剤の範囲を定める必要がある。

## 併用注意チェックを行う薬剤の範囲について

- ✓ 電子処方箋管理サービス側で併用注意チェックをすべき薬の対象範囲を絞り込むことは下記観点から現実的か。
  - 医学・薬学的知見から個別的に「併用注意チェックをかけるべき薬剤」を定義する必要があり、システム面以外にも標準的な併用注意マスタ等の検討などが必要となる。
  - 個別的な併用注意マスタのメンテナンス負荷に比して、併用注意に対してアラートを出すことの効果への考慮が必要となる。
- ✓ ハイリスク薬などの診療報酬上の定義がある薬剤のみにおいて併用注意チェックをかけることも考えられるが、ハイリスク薬の以外の併用注意チェックを行っている医療機関・薬局においては、電子処方箋管理サービスと医療機関・薬局システムの二重のチェック機能を設けることが必要となる。
  - ハイリスク薬以外にも併用注意チェックが必要な薬剤があることは否定できず、医療現場にとって使いやすい機能であるかどうかは懸念がある。

上記観点から、個別に医薬品の範囲を定めずに添付文書ベースで実施可能な薬剤すべてに対して併用注意チェックを行うことを前提として機能実装を検討していくことでのいかがか。

# 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について 併用注意チェックについて

- 前述のとおり、個別に医薬品の範囲を定めずに添付文書ベースで実施可能な薬剤すべてに対して併用注意チェックを行うこととした場合、電子処方箋管理サービスの併用注意チェック機能が医療現場にとって利用しやすく有用なものになるか検討が必要である。

## 併用注意チェックの有用性について

- ✓ 添付文書ベースで実施可能な薬剤すべてに対して併用注意チェックを行うこととした場合に、多数のアラートが発生することにより、医療機関・薬局におけるUXの低下の懸念がある。
  - 医師・薬剤師が必要と判断した場合に、併用注意チェックの要求を行い、結果を得る仕様も想定されるが、多数のアラートが出力される可能性があることには変わりないため、アラート負荷軽減の措置を設ける必要がある。
- ✓ 既に多くの医療機関・薬局でそれぞれのシステムで併用注意チェックを利用している状況であるが、電子処方箋管理サービス側で当該機能を実装することに有用性はあるか。
  - 電子処方箋管理サービス側で当該機能を実装することのメリットとしては、他の医療機関・薬局間での併用注意チェックを行うことが挙げられる。
  - 医療機関・薬局側での併用注意マスタのメンテナンスの負荷が軽減されるように、電子処方箋管理サービス側での併用注意チェックを実装については、医療現場にとって利用しやすく有用なものになるか検討が必要である。

# 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について 併用注意チェックについて

- 既存の重複投薬等チェックの仕様は変更せずに、医療機関等システムを改修した場合に併用注意の結果が別途確認できるような仕組みを採用することで、重複投薬・併用禁忌と一緒にアラートが出力されることによるアラート疲労や禁忌情報の見逃し等のリスクを低減させることは可能である。
- 一方で、電子処方箋管理サービス側で併用注意チェックの薬剤を絞り込むことが困難であることから、併用注意単体としてのアラート疲労や注意情報の見逃し等のリスクを低減できない可能性がある。

患者情報: 厚労 太郎 (31歳5か月, 164cm/60kg)

処方情報: アスピリン「ホエイ」(4.5g, 1日3回), ハルシオン(1錠, 1日1回)

チェック機能: 重複投薬等チェック, 併用注意チェック

併用注意アラート例:

#	薬剤名	医療機関名	薬局名	対象薬剤名称	用法	調剤日	チェック分類	チェックメッセージ
1	〜〜	〜〜	〜〜	〜〜	〜〜	〜〜	重複投薬	〜〜
2	〜〜	〜〜	〜〜	〜〜	〜〜	〜〜	併用禁忌	〜〜

多数の併用注意アラートがなる可能性が高いことから、医療現場にとって使いやすいものなのか要検討

既存のチェックとは別に、併用注意だけ表示するボタンを新設することも可能。

# 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について 併用注意チェックについて

- 前述の仕組みを前提とした併用注意チェック機能を実装する場合、医療の質の向上や業務効率化、医薬品の適正使用等にどのような影響があるか加味した上で、新たなシステムへの負荷に対する電子処方箋管理サービス側のランニングコスト、医療機関・薬局側の改修・運用コストへの影響の検討が必要である。
- 電子処方箋は、重複投薬等チェックや直近の薬剤情報の確認による医療の質の向上や業務効率化、医薬品の適正使用等に繋がる施策として進めており、現在その効果を検証しているところ。

## 論点

- ✓ 機能の追加によるベネフィット
  - 現在の電子処方箋が目指す、医療安全の向上や業務効率化、医薬品の適正使用等のベネフィットへの影響を評価する必要がある。
  - 併用注意チェックは併用禁忌チェックとは異なり、検知した場合においても、あくまで併用注意であることから、患者とのコミュニケーションの下で処方継続する判断を行う場合もある。
- ✓ 新たなコストの発生
  - 電子処方箋管理サービスで併用注意チェック機能を実装する場合、添付文書に基づいてチェックする機能の開発・運用コスト、医療機関・薬局における改修コスト（併用注意チェック結果を取得する項目の追加等）が発生することが想定される。

現時点の電子処方箋の機能による重複投薬や併用禁忌の防止、業務効率化といった医療現場等に与える期待される効果の測定を踏まえた上で、併用注意チェック機能による効果と費用を鑑み、中長期かつ慎重にその有用性を検討していく。

# 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について 薬剤数の表示機能について

- 薬剤数の情報を提供する機能については、これまでお示しした論点について、いただいたご意見を踏まえて検討し、以下のとおり対応を整理した。この対応方針に沿って、電子処方箋管理サービス側での開発を進めることとしてはどうか。

なお、当該機能の医療現場における実装の時期については、関係者との調整の上、引き続き検討する。

論点	対応
カウントのロジック	カウントのロジックは、 <u>重複投薬等チェックのロジックの活用を前提とし、使用中の医薬品をカウントする。</u> 対象の医薬品は、 <u>重複投薬等チェックの対象となる医薬品全体とすることを基本とする。</u> 処方・調剤しようとする情報（今回情報）もカウントの対象に含む。
薬剤数の送信タイミング	データの送信タイミングは、通信回数の低減やロジックを活用する観点から、 <u>重複投薬等チェックと同時とし、データの送信は常に実施する。</u>
薬剤数以外に表示すべき情報について	確認負荷軽減のためにも、投与経路や剤形等の情報ごとに表示せず、 <u>データ送信タイミングで使用中の薬剤数のみをカウントすることとする。</u>
薬剤単位・成分単位のカウント	成分数でカウントすると、多くの薬剤を使用していると誤認を与える可能性もあることから、 <u>薬剤数のみをカウントすることとする。</u> 配合剤についても1剤とカウントする。銘柄・規格が異なる場合でも、成分が同じであれば1剤とカウントする。 ※「薬剤数だけでなく、その薬剤を構成する成分数の合計も合わせて表示できるとよい」とのご意見もあったが、全ての医薬品成分が単剤として製造販売されているわけではないこと、また、薬剤数に加えて成分数が出力されたとしてもその効果は限定的であると考えられた。薬剤数の表示を契機に、オンライン資格確認等システムの薬剤情報閲覧機能を用いて、具体的な確認をしていただければよいものとする。

## 表示イメージ（例）

番号	診療日	診療科
1	2024/11/1	内科
2	2024/3/5	内科
3	2024/9/20	整形外科

発行形態： 電子処方箋
情報提供同意： 同意有

カルテ
処方

名称	用量	日/回	用法	数量	コメント
アスピリン「ホエイ」	4.5g	1日3回	毎食後	17日分	
ハルシオン	1錠	1日1回	朝食後	17日分	

処方・調剤日における薬剤数：X

成分を含めた個別特定の薬剤については薬剤情報閲覧機能により確認する

## 処方箋事前送付の合理化・利便性向上

- 現行の電子処方箋の仕組みにおいては、患者が来局前に引換番号と被保険者番号等を薬局に伝達することで、薬局側では事前に電子的に処方箋の原本を取得でき、例えば一包化を必要とするケース等では特に待ち時間の短縮に寄与すると考えられる。  
しかしながら、以下の指摘がある。
  - ・ 患者が引換番号と被保険者証記号・番号・枝番を伝達しなければならないため、患者の利便性向上に十分に寄与できていない。
  - ・ 現行の仕組みでは、患者が引換番号等を事前に伝達したタイミングでは薬局はマイナンバーカードによる同意が得られていないため、薬局からは事前に電子的に処方箋を取得できても、過去情報を踏まえた処方監査等が行えないとの指摘がある。
  - ・ 従来、FAX・メール等で（紙の）処方箋のコピーを薬局に提出し、薬局に到着した際に薬剤の交付を受け、服薬指導を受けるという運用をしていた患者からは手間になるとの指摘がある。
- このため、例えばマイナポータルに事前に患者が「かかりつけ薬局」を設定しておくことで、自動的に薬局に電子処方箋が送付される仕組みなどが考えられる。  
（例）マイナポータル経由で事前送付を行う方法
  - ・ 事前に、患者がマイナポータルに「かかりつけ薬局」を設定することで、医療機関で電子処方箋が発行されたら、自動的にかかりつけ薬局に電子処方箋が送付され、薬局は調剤を開始することができる仕組みなど。
- 上記の対応案や、その他の案についてご意見をいただきたい。

### 対応案

本日いただいたご意見を含め、省内関係課・関係省庁との調整を進める。

# 処方箋事前送付の合理化・利便性向上 第5回電子処方箋等検討WGでの意見

- 第5回電子処方箋等検討WGにおいて、処方箋事前送付の合理化・利便性向上についていただいた主なご意見は以下のとおり。

## 【総論】

患者が任意で登録したかかりつけ薬局に自動送付する仕組みについて、事前送付が可能になれば利便性の向上が図れるものの、運用面で各種課題があるため、対応について十分検討が必要。

論点	意見
原本の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ マイナポータルによる患者の発意とはいえ、引換番号の送付の後、電子処方箋の原本を薬局が受け取った後に急遽別の薬局に患者が行かれた場合、当該薬局では応需が不可能という状況が生まれる。</li> <li>▶ 原本は取得したものの、患者が別の薬局に行った場合の対応など、原本の取扱いについて検討が必要。</li> </ul>
事前の情報提供同意	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 現行の仕組みの場合、引換番号等を事前に伝達したタイミングではマイナンバーカードによる同意が得られていないため、事前に電子的に処方箋を取得できても過去情報を踏まえた対応はできないのではないかと。</li> </ul>
薬局による囲い込み	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 事前送付の合理化や利便性の向上も、患者の自主的な選択の上で行われるということで問題ないが、商業的な薬局などが患者を抱え込むことに懸念。</li> </ul>
その他運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 患者が一度設定したが、薬局の営業時間外に自動送信される場合、その日のうちにお薬を受け取りたい患者にとっては、この機能は利用できないのではないかと。</li> <li>▶ 自動送信された後に処方内容が修正する可能性についてはどのように対処するのか。</li> </ul>
利便性	<ul style="list-style-type: none"> <li>▶ スムーズなアプリ活用ができるようなことを今後考えていくべき。</li> <li>▶ 医療機関・薬局での同意確認の回数が多いと患者から医療現場への不満の声がでる。うまく合理化できるような施策を考えてはどうか。</li> <li>▶ 利便性だけでシステムを考えてしまうことの危険性もはらむため、十分に考慮・検討が必要。</li> </ul>

# 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について

## 電子処方箋利用者のUX向上について

- 令和6年12月以降、医療機関・薬局・システムベンダーに対し、医薬品のマスタの設定等が適切に行われているか等安全に運用できる状態であるかについて確認の上、厚生労働省への点検報告・電子処方箋の適切な運用の実施を促し、さらにこれまでの間、一般名コードに係る対応、YJコード・レセプト電算コードの廃止年月日の処理、ダミーコードに係る電子処方箋管理サービスの改修等を行うとともに、令和8年1月11日に点検未報告の医療機関・薬局については電子処方箋管理サービスへの接続を一時停止したところ。
- これらの取組により、患者の医療安全を確保し、安全に運用できる医療機関・薬局の負担を軽減するため、**令和8年1月11日より、医薬品等マスタの設定等の点検報告が完了した医療機関・薬局のみが、電子処方箋管理サービスに接続できる取扱いに変更された。**
- 電子処方箋を利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境が一定程度整ったと考えられることから、**電子処方箋に係る事前送付を含む電子処方箋の利用拡大、利用者のUX向上に関する施策について再度検討を開始することとしてどうか。**
  - ※ なお、引き続き、電子処方箋を利用しやすく安全に運用できる仕組み・環境を整備するため、電子処方箋管理サービスで利用している対応表の公開、一般名コードの充足、コードの早期付番等を行う。

### ●「経済財政運営と改革の基本方針 2025」（令和7年6月13日閣議決定）

（医療・介護・こどもDX）

（前略）全国医療情報プラットフォームを構築し、電子カルテ情報共有サービスの普及や**電子処方箋の利用拡大**、PHR情報の利活用を進めるほか、標準型電子カルテの本格運用の具体的内容を2025年度中に示すことも含め必要な支援策の具体化を検討し、その普及を促進するとともに、介護情報基盤の整備、診療報酬改定DX、薬局が有する情報の標準化とDXを進める。（後略）

### ●第7回「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム（令和7年7月1日開催）

○新たな導入・利用促進策の方針

ダミーコードに関する電子処方箋管理サービスの改修・医薬品コードの整備により、導入済医療機関で安全に電子処方箋が発行できる環境を構築するとともに、**利用者のUX向上に資するよう運用を改善**

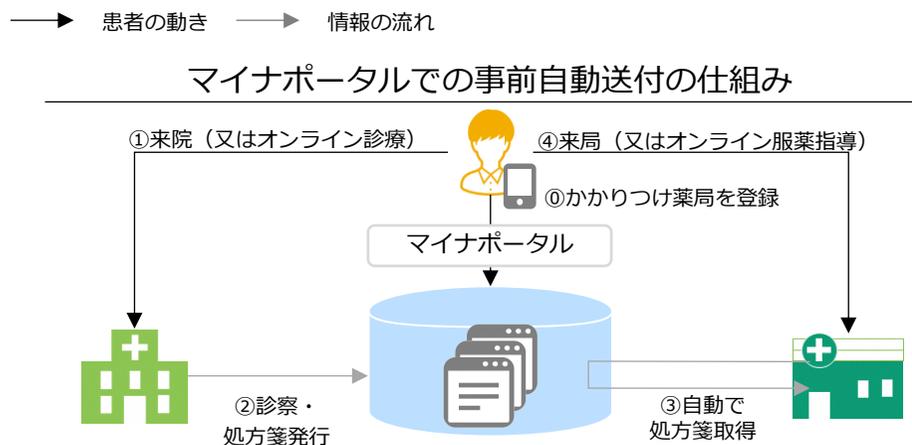
# 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について

## 電子処方箋利用者のUX向上について

### 経緯

- 現行の電子処方箋の仕組みにおいては、電子処方箋を発行したとしても、薬局に到着してから電子処方箋を取得し、そこから調剤等が開始される仕組みとなっていることから、必ずしも利便性の向上が図られていない状況。
- こうした中、例えば、患者が来局前に引換番号と被保険者番号等を薬局に伝達することで、薬局側で事前に電子的に処方箋の原本を取得し、患者の待ち時間の短縮に寄与すると考えられる。
- 患者の待ち時間の短縮に寄与する手法として、例えば、事前に患者がマイナポータルに「かかりつけ薬局」を設定し、医療機関で電子処方箋が発行、自動的に薬局に電子処方箋が送付され、薬局は調剤を開始することができる仕組みが考えられるが、情報提供同意等の仕組みがないため、調剤に必要な薬剤情報等の閲覧ができない。
- 患者側の利便性の向上に資する可能性があるものの、登録した薬局に来局しなかった場合などの運用上の課題が考えられたこと等から、各種課題を検討しながら実装の可否を判断する必要がある。

### イメージ図



# 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について マイナポータルを通じた電子処方箋利用者のUX向上について

- 電子処方箋利用者（医療機関・薬局・患者）全体において、UXを向上できる仕組みの構築が必要である。
- 前述の仕組みや課題を念頭に実現性を検討したところ、選択した薬局以外に行った場合の患者・薬局の対応負荷が大きいこと、一部の薬局による囲い込みを防止する等の観点から、処方箋が「かかりつけ薬局」に自動で送付される仕組みではなく、マイナポータルを通じた患者自らの操作により全国の薬局の中から選択した薬局に処方箋が通知される仕組みとしてはどうか。

## 電子処方箋利用者にもたらされる便益

### 医療機関

- ・ 紙の処方箋や控えのFAX対応が不要

### 薬局

- ・ 来局前に薬剤情報等を確認して調剤開始

### 患者

- ・ 医療機関や薬局での待ち時間の短縮

## 利用者のUX向上に資するために必要な仕組み

- 電子処方箋の発行を患者に電子的に通知できること
- 全国の薬局から選択できること
- 選択した薬局に「自動的に」送付されないようにすること
- 調剤時に必要な薬剤情報等を事前に閲覧できること
- 薬局が電子処方箋が発行されていることを検知できること

前回調査から一定の期間が経過したこと等を踏まえ、マイナポータルを活用した電子処方箋利用者のUX向上のための仕組みを実現できないか検討するため、改めてニーズ調査を実施した。

# 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について ニーズ調査 サマリ

- 令和8年1月28日～2月3日において、医療機関・薬局、国民向けに事前送付に関する調査を実施。主な結果は以下。
  - ・ ニーズ調査に回答した医療機関・薬局の多くが既存の事前送付サービスに対し何らかの不満を抱えており、マイナポータルによる事前送付の有用性も評価している。
  - ・ 国民側は既存サービスに大きな不満があるわけではない一方、全国の薬局を送付先に選べる点を踏まえるとマイナポータルによる事前送付にも一定の利用意向が確認され、既存サービスに対する有用性を訴求する必要はあるものの、マイナポータルによる事前送付にも利用者確保の余地は見込まれる。

## 医療機関・薬局向け調査実施概要

<実施目的> 既存の民間アプリ・サービスによる事前送付の対応状況、およびマイナポータルによる事前送付の評価を把握する

(n= 医療機関：3,477、薬局：8,471)

<実施時期> 令和8年1月28日～2月3日

## 医療機関・薬局側 調査結果

- ・ 医療機関・薬局は既存の事前送付サービスに不満を抱えており（医療機関66.7%、薬局78.4%）、一部はマイナポータルによる事前送付で解消できる可能性がある
- ・ マイナポータルによる事前送付は医療機関・薬局ともに有用に感じられており、特に薬局での評価が高い（医療機関56.7%、薬局83.4%）

**医療機関・薬局の不満**（忙しい時でも患者が薬局に行く前に速やかに処方箋の連携を行わなければならない/問診内容や薬剤情報提供への同意有無が分からないので、来局後もう一度データの確認が必要等）  
**をマイナポータルによる事前送付で解消できるかの検討が重要。**

## 国民向け調査実施概要

<実施目的> マイナポータルによる処方箋事前送付について、民間アプリ・サービスと比較した国民側の利用意向を把握する

(n=2,000)

<実施時期> 令和8年1月31日～2月2日

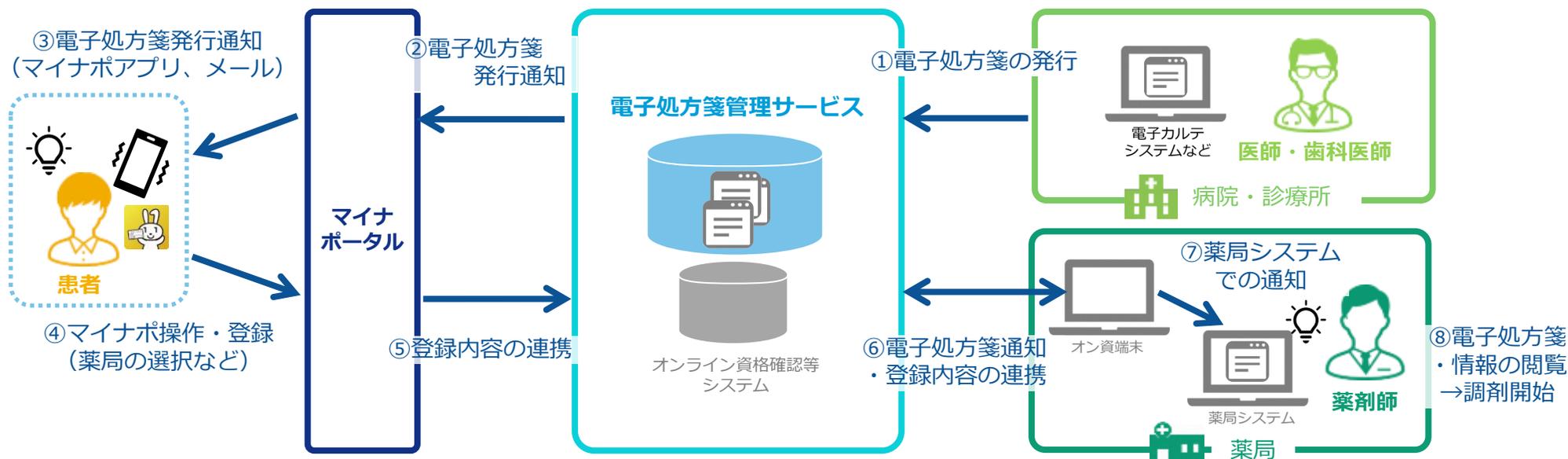
## 国民側 調査結果

- ・ 既存の事前送付サービスへ大きな不満があるわけではない（利用経験者の47%は「不満に感じない/感じたことはない」と回答）
- ・ 全国の薬局を送付先に選べる点を踏まえると、マイナポータルによる事前送付にも一定の利用意向（利用経験者の55.4%が「マイナポータルの方を利用したい/どちらかといえばマイナポータルの方が利用したい」と回答）が見られる

現状に大きな不満がないため、利用経験者は既存のサービスのままでよいと考える可能性がある。  
**患者がマイナポータルによる事前送付への切り替えを検討するよう、既存サービスに対する有用性の明確化及び周知が重要。**

# 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について マイナポータルを通じた電子処方箋利用者のUX向上について

- ニーズ調査の結果からも、民間アプリの利用のみではなく、マイナ保険証を所持していれば利用可能な「マイナポータル」との連携により、FAX対応の機会の削減や来局前の情報確認による調剤の開始、患者の待ち時間の短縮など電子処方箋利用者のUXがさらに向上することが期待できる。
- 例えば、以下のように、電子処方箋が発行されたら、患者のマイナポータルアプリに通知され、通知を受けた患者がマイナポータルで全国の薬局から選択すると、薬局に通知され、事前に電子処方箋を受け取れるような仕組みを構築してはどうか。



## <検討内容>

- 電子処方箋発行の患者への通知の仕組み (②、③)
- マイナポータルでの設定内容 (④) ※薬局選択、来局予定日時、情報提供同意、ジェネリック希望など
- マイナポータルでの登録内容の連携方法 (⑤、⑥)
- 電子処方箋発行の薬局への通知の仕組み (⑥、⑦)

# 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について マイナポータルを通じた電子処方箋利用者のUX向上について

マイナポータル経由で処方箋の通知を行う際に下記のような課題が考えられるため、継続検討していく。

<b>選択した薬局以外の 薬局に行った場合 どうするか</b>	処方箋が自動送付されるのではなく、患者自らが選択した薬局に通知するため、該当ケースは減るものの、それでもなお選択した薬局以外に行ったときの運用や仕組みを整理する必要がある。 ※なお、電子処方箋における原本については、薬局で処方箋の受付取消を行うことで、電子処方箋管理サービスに返却され、他の薬局で原本として受付を行うことができる。
<b>患者が電子処方箋をどの ように通知するか</b>	電子処方箋が発行されたことを患者のマイナポータルアプリで通知し、患者が薬局を選択して通知する仕組みをマイナポータルで実装する必要がある。また、マイナポータルで登録された情報をオンライン資格確認等システムへ連携する仕組みの実装も必要となる。
<b>患者が事前問診や情報提供の同意をどのように行 い、薬局に伝達するか</b>	薬局が調剤をするにあたり事前に確認しておきたい事項（ジェネリックの可否/情報提供への同意有無等）について患者が登録する仕組みをマイナポータルで実装する必要がある。また、マイナポータルで登録された情報をオンライン資格確認等システムへ連携する仕組みの実装も必要となる。
<b>薬局の受付可否を 加味するか</b>	マイナポータルで処方箋を通知する薬局を探す際、各薬局の営業時間帯などによる受付可否等の状況も加味して、患者が通知できるようにする必要があるか。現状の民間サービス等の事前送付の運用を鑑み、各薬局の営業状況などをどのようにマイナポータルに反映させるか検討する必要がある。
<b>薬局がどのように 処方箋の通知に 気づけるか</b>	現在、電子処方箋管理サービス含め、オンライン資格確認等システムの基盤では、中央側からPUSH型での通知はできず、必ず医療機関・薬局のシステムから要求を行い、その結果を受け取るという仕組みになっている。 今回の仕組みにおいても、患者が選択した薬局側から、処方箋発行の有無を確認するための要求を行い、もし発行されていれば処方箋の受付を行うという仕組みが前提となる。 加えて、待ち時間短縮のためにも、短い期間で当該確認の要求を行うことが望ましいが、システム上実現可能か。その他代替手段は考えられるか。

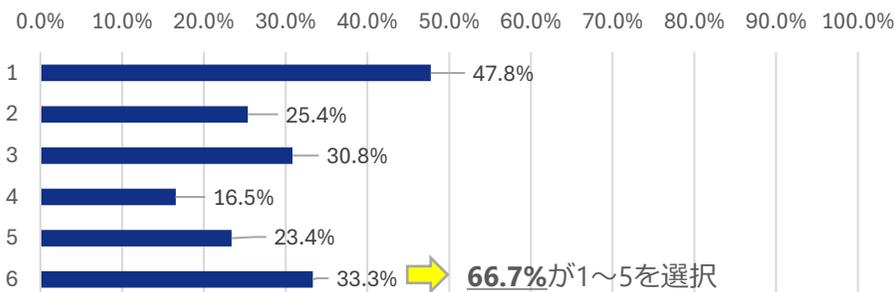
# (参考) 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について ニーズ調査 (医療機関・薬局側)

- 医療機関・薬局向け調査によれば、医療機関は7割程度、薬局では8割程度が現在の処方箋事前送付サービスに対し不満を抱えている。一部の不満はマイナポータルによる事前送付によって解消が可能と見込まれている。

## 医療機関側の事前送付への不満

Q. 処方箋情報の事前送付を行う/案内する際に不満を感じることはありますか？ ※複数回答可

(n=804)

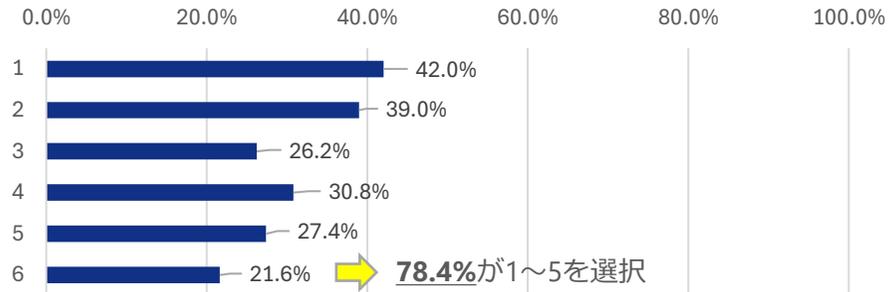


- 忙しい時でも患者が薬局に行く前に速やかに処方箋の連携を行わなければならない
- 患者が受け取りたい薬局が事前送付に対応しているか確認しなければならない
- 患者が薬局を変えたときに新しい薬局に処方箋を再送しなければならない
- 患者が薬局を変えた時に、元々事前送付をしていた薬局から問い合わせがくる
- 患者が薬局を変えた時に、既に事前送付をしていた薬局に情報連携をしなければならない
- 不満を感じることはない

## 薬局側の事前送付への不満

Q. 処方箋情報の事前送付において不満を感じることはありますか？ ※複数回答可

(n=7198)



- 患者が薬の受け取りに来ないことがある
- 問診内容が分からないので、来局後もう一度データの確認が必要
- 患者が送ってくる処方箋情報に誤りがあるため事前の対応ができない (写真が不明瞭/引換番号の誤り等)
- 薬剤情報等の提供への同意の有無が分からないので、来局後もう一度データの確認が必要
- アプリがない場合、患者に伝えたいことがある時に連絡がしにくい
- 不満を感じることはない

# (参考) 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について ニーズ調査 (医療機関・薬局側)

- 医療機関・薬局向け調査によれば、8割超の薬局がマイナポータルによる事前送付を有用であると回答。医療機関においても、施設自体にとって有用だと回答した施設は約5割であるものの、薬局の選択が簡単になる／待ち時間短縮につながるなどの理由から7割が患者側にとって有用であると回答。

Q. マイナポータル経由での事前送付が患者側・医療機関／薬局側にとって有用だと思うか

選択肢	医療機関 (n=3477)		薬局 (n=8471)	
	患者側	施設側	患者側	施設側
かなり有用だと思う+有用だと思う	70.0%	56.7%	86.3%	83.4%
かなり有用だと思う	14.0%	9.9%	24.0%	23.6%
有用だと思う	56.0%	46.8%	62.4%	59.7%
あまり有用ではない	23.3%	31.8%	11.7%	13.5%
有用ではない	6.7%	11.5%	2.0%	3.1%

## 有用であると回答した主な理由

- 患者にとっては電子処方箋対応薬局の選択が簡単になる
- 患者の待ち時間短縮につながる
- 医療機関にとってはFAXコーナーの設置が不要になる
- 医療機関にとってFAX費用、電話代の節約になる
- 薬局にとって必要な情報を確認した上で調剤ができる
- 薬局にとっては事前に準備ができる

# (参考) 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について ニーズ調査 (国民側)

- 国民向け調査によると、民間アプリ・サービスによる事前送付経験者の約半数は不満を抱えていないものの、マイナポータルによる事前送付について、送付先の選択肢が広がる点を踏まえ55%が利用したいと回答。

Q. (民間アプリ・サービスによる事前送付経験者に対して) 処方箋情報の事前送付時に不満を感じることはありますか。

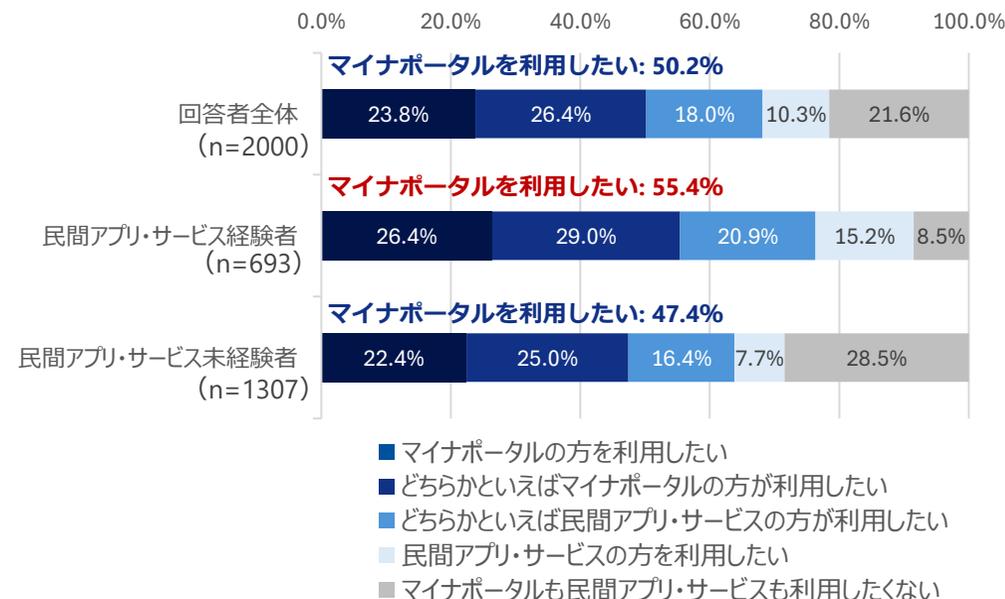
(例)

- ・ 利用サービスの提携施設にしか処方箋を送れない
- ・ 処方内容 (控え) やマイナ保険証の写真を撮るのが面倒である
- ・ 薬局到着後に問診票の記載があり、薬局で滞在時間が長くなること  
がある など

(n=693)

選択肢	回答者数	割合
実際に感じたことがある	178	25.7%
実際に感じたことはないが、不満に感じそうだと思う	189	27.3%
不満に感じない/感じたことはない	326	47.0%

Q. 今後、マイナポータル経由で全国すべての薬局を送付先として選択でき、選択肢が広がるとした場合、マイナポータル経由での送付を利用したいと思いますか？



# (参考) 電子処方箋管理サービスの機能追加・改善の検討について ニーズ調査 (国民側)

- 事前送付利用経験者の約8割が、薬局とのやり取りに関する諸機能について魅力を感じている。

## 事前送付利用者の薬局との連絡機能に対する評価

Q.処方箋情報の事前送付後、一部の薬局では薬の準備ができたなら民間アプリ・サービス経由で通知が届くため、好きなタイミングでお薬を受け取れたり、薬局での滞在時間を短縮できます。その他、民間アプリ・サービス経由で実装されている、薬局との以下のようなやり取りができることに魅力を感じますか？最もあなたのお気持ちに近いものをお選びください。

(n=693)

